

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和3年10月18日

特定非営利活動法人日本知的障がい者陸上競技連盟

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.jidaf.org/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>中長期基本計画（2020年～2024年）を作成（2021年6月に一部改訂）し HP にて公表。障がいのある人と健常者が障がいの有無、年齢、性別、体力レベルに関係なく大会や練習場で一緒に活動し、競い競い合いみんなが輝く活動の充実、機会を提供できるよう、事業計画の概要を4事業にまとめた。（競技会・強化関連・指導普及・ガバナンス）</p> <p>また、ビジョンの実現に向けた施策イメージとして、スポンサー獲得、普及・育成（登録会員の増加）に取り組み、日本パラ陸上競技連盟との統合を視野に入れた活動を目指している。なお、中長期基本計画の策定にあたっては、パブリックコメントの募集を実施した。</p> <p>中長期計画の公表について <a href="https://d242d82e-de0a-4424-a52c-687c2f8cb250.filesusr.com/ugd/567d89_563d990f4fe34717b3519fcf47f81f0b.pdf">https://d242d82e-de0a-4424-a52c-687c2f8cb250.filesusr.com/ugd/567d89_563d990f4fe34717b3519fcf47f81f0b.pdf</a></p> <p>2020年から2024年中長期計画（2021年6月一部改訂） <a href="https://d242d82e-de0a-4424-a52c-687c2f8cb250.filesusr.com/ugd/567d89_4dbaf554e17e44ef9e221f865015b3eb.pdf">https://d242d82e-de0a-4424-a52c-687c2f8cb250.filesusr.com/ugd/567d89_4dbaf554e17e44ef9e221f865015b3eb.pdf</a></p>	中長期基本計画（2021年6月改訂版）
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>当連盟はガバナンスに適合した役員選考委員会を実施した。女性理事については目標割合にわずかに届いていないものの、目標割合に近い割合に至っている。また、外部理事は目標割合を達成しており、適正に配置することができた。中長期基本計画においては、地域ブロックを7つに分け、地域記録会との連携、情報連携、都道府県スポーツ協会や支援学校との連携を進めていくとともに、事務作業や会議等、日本パラ陸上競技連盟との連携を密にし、統合を見据えた体制整備を目指し、本年度は、スポーツ庁「Specialプロジェクト・推進プロジェクト」の支援事業をうけ、幅広い連携を進めている。</p> <p>・パブリックコメントの募集を実施した。</p>	中長期基本計画（2021年6月改訂版）

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>当連盟の自己財源には、助成金、寄付金、会費等であり、今後は協賛企業も厳しい状況が予想される。しかし、一般企業、個人に対し、連盟に関わる活動の重要性について広報誌などを利用し、懇切丁寧に示していく。</p> <p>2021年6月に中長期基本計画を一部改訂し、今までの運営方法を抜本的に見直し、今後は日本パラ陸上競技連盟との統合を視野に入れた活動を目指すこととし、財務の健全性確保に関する計画として、全国ダウン症陸上競技記録会やインクルーシブルな陸上競技大会を実施する。具体的には、次の計画を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Special プロジェクト2020事業と障害者スポーツ推進プロジェクトのふたつのスポーツ庁の支援事業を活用し、財務の健全性確保に努める。</li> <li>・知的障がい者の理解と彼らの持つ魅力（価値）を整理し、地域、社会へ発信することにより、スポンサーにつなげる。</li> <li>・賛助会員の増加</li> <li>・地域活動から、登録選手を増やす。</li> <li>・パブリックコメントの募集を実施した。</li> </ul>	中長期基本計画（2021年6月改訂版）
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	<p>(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること</p> <p>①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること</p>	<p>2021年1月に策定した役員候補者選考規程に基づき、今年度(2021年4月改選)、役員を選考を行った。外部理事の導入と女性理事の導入を行い、外部役員は85%であり、目標に達している。女性理事の割合は38%であり、目標割合に届いていないため、次回(2023年4)の改選期には目標割合を達成できるよう、引き続き取り組みたい。</p>	定款、役員名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	当連盟は評議員会を置いていない。	定款
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	2021年度は、性別や競技・種目等のバランスに加え、障害の特性を踏まえたアスリート規程を作成するため、4月に強化指定選手を中心に話し合いの場を設定した。アスリートの意見を組織運営に反映させるため、選手と直接的に関わりがない外部有識者を委員に置き、2022年3月を目処に設置予定である。	
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	①現状 13名の理事により理事会を構成し、各委員会に複数の理事が配置されている。 ②2020年度から7つの地域ブロック制を導入しており、全理事を各ブロックに配置している。	定款、役員名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	現状理事就任時の年齢制限を定めていないが、2023年3月の次期役員改選時を目処に就任時の年齢制限を設ける。	役員候補者選考規程、役員名簿
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	<p>2021年4月の役員改選時に任期は2年間とし、役員選考委員会にて、候補者名簿を作成し理事会に挙げ、その後総会にて承認を得て、組織運営体制を構築した。</p> <p>役員選考にあたっては、以下の内容にも考慮した。</p> <p>理事が原則として10年を超えて在任することのないよう、再任回数の上限を設け、なお、在任期間が10年に達する場合であっても、以下のア) 又はイ) のいずれかに該当すると認められる場合、当該理事が10年を超えて在任(1期又は2期)する。</p> <p>ア) 当該理事がIFの役職者である場合</p> <p>イ) 当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、理事として選任された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事就任時の年齢制限を設ける。(70歳退任)</li> <li>・組織運営及び業務執行上、10年を超えて引き続き在任することが特に必要である理事について、役員候補者選考委員会等において実績等を適切に評価し、理事会にて承認を得る。以上、理事会承認後、総会にて全体承認を得る。</li> </ul> <p>【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】</p> <p>2021年度には東京2020パラリンピックの開催年であり、選手強化や競技運営などの役員の選任は重要な問題である。在職期間が10年を超えた3名の理事について、1名は大学講師という職にあるため、外部理事として今後も就任を要請したい。他の2名の理事についても、重任を要請したい。</p>	役員名簿、理事会議事録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	2020年度から役員候補者選考規程を整備し、同委員会を設置している。委員には、外部の学識経験者も配置し、独立性を確保している。	役員候補者選考規程 2020年度役員候補者選考委員会名簿 2020年度役員候補者選考委員会議事録
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要の規程を整備すること	連盟倫理規定第5条に「遵守事項」として法令遵守及び、社会的責任、社会的信用の維持について記載し、本規程に違反した場合の対処を第9条に定めている。 また、事務局職員に適用される就業規則も定めている。	倫理規程就業規則
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、組織運営に必要な一般的な規程を整備している。 利益相反規程は、2021年10月に整備を行った。今後、会員規程、事務局運営規程を2022年3月までに整備する。理事会運営規程については、定款の規定で執行が可能と判断し、取り下げることにした。	倫理規程委員会規程 経理規程利益相反管理規程
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	規律規程、相談窓口設置規程を整備している。 個人情報保護取扱規程を2022年3月を目処に整備する。	規律規程、 インテグリティ相談窓口 設置規程
14	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役員等の報酬等に関する規程を整備しているか	役員については原則無報酬、事務局員については給与規程に基づいて適正に施行している。 役員報酬規程については、2022年3月に策定を予定しているが、現状資金難のため原則、無報酬とする予定である。	就業規則 給与規程
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第8章において、当連盟の財産及び会計について定めているほか、法人の財産に関する各種規程を整備している。 寄附金規程を2022年3月を目処に整備する。	定款 経理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	る。	備しているか		
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	定款その他に基づき適正な財政運営を図るための広報活動並びに支援要請を実施しており、特定非営利活動法人のルールに則った財政基盤を整える。	定款
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	強化委員会、選手選考委員会(弁護士同席)、理事会は、選手選考基準を作成・公表している。アスリートの権利保護を図る観点から、これまでも合宿時や遠征時にコミュニケーションを重要視していた。現在、知的障害の障害特性を踏まえ、担当者を置いてアスリート委員会設置に向けた準備を行っている。	国際大会派遣規程、組織図
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	(公財)日本陸上競技連盟公認審判員並びに(一社)日本パラ陸上競技連盟派遣審判員により厳正かつ適正に競技運営を行っている。今後、規程については、(公財)日本陸上競技連盟公認審判員並びに(一社)日本パラ陸上競技連盟と連携しながら、本連盟所属のNTO(国内技術委員)を今後増員していく予定である。	派遣依頼書
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	弁護士、税理士からのサポートを日常的に得られる体制を確保している。業務遂行上、役職員は必要な外部の研修を受講している。	顧問契約書 倫理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンス委員会に相当する倫理委員会を設置し、現状少なくとも年1回以上は開催している。 倫理規程において、倫理委員会の役割と権限事項を明確に定めている。 倫理委員会に女性委員を配置している。	倫理規程 倫理委員会議事録 倫理委員会名簿
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	事案に応じ、倫理委員会に弁護士が加わっている。また、学識経験者も配置している。	倫理委員会名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	JIDAF倫理規程において役員の法令遵守について定め、周知を行っている。2019年度は2月に顧問弁護士にコンプライアンスについての指導者講習会を設けた。また、JPCインテグリティ研修のオンライン受講を積極的に促したり、インテグリティに関連する資料を共有したりすることで意識の向上に努めている。今後も年1回程度継続的に導入する方向である。	研修会開催要項



(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	全強化指定選手（保護者・支援者を含む）に対しては、JPCインテグリティ研修のオンライン受講を義務付けた。また、登録選手や指導者には、HP上で確認できるように倫理規程と規律規程を掲載している。 ドーピングに関するWEB検索サイトをHPに掲載している。 強化合宿において、強化指定選手に対しコンプライアンス研修を実施している。その際、知的障がい選手に分かりやすいようなイラスト素材等を用いた資料を提示している。	倫理規程 規律規程 行動規範
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	東京2020パラリンピックに向けて(一社)日本パラ上競技連盟主催のNTO研修に数回参加した。競技会においては役員やNTOが競技審判を務めるため、随時で開催される指導者講習会等に参加することで研修に充てている。また、競技会場においても毎回、情報の共有と確認を図るように努めている。	規律規程
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。 理事会や倫理委員会において、団体運営に関する検証を定期的に行い、その都度専門家に対する相談を行っている。	顧問弁護士契約 税理士委託契約書

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切 に行い、公正な会計原則を遵守 すること	決算報告書等を作成している。助成金を活用し、経理事務を税理士事務所に委託している。当連盟の活 動目的を理解、その達成に向けて十分な専門性を有した者を監事として2名設置。今後、予算の見通し が立てば、監事のうち1名を公認会計士または税理士としたいと考えている。	経理規程 監事名簿 監事監査報告書
27	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関 し、適正な使用のために求めら れる法令、ガイドライン等を遵 守すること	国費による補助金等の利用に関しては、それぞれの審査基準やガイドラインを遵守し、適正な処理に努 めている。また、倫理規程第5条第8項で「役職員等および登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に 関し、特定非営利活動法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を 行ってはならない。」とし、法令やガイドラインの遵守を周知している。	経理規程 倫理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な 情報開示を行うべ きである。	(1) 財務情報等について、法 令に基づく開示を行うこと	財務情報等については、本連盟HPにより貸借対照表の開示を行っている。閲覧請求については、スムーズな対応ができるように検討している。	貸借対照表

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考基準及び国際大会派遣基準をHPにて公表している。合わせて、国際大会派遣における選考基準を公表する際には、問い合わせ期間を設定し、ステークホルダーとのコミュニケーション機会を設けている。	本連盟ウェブサイト 予算書
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況については、本連盟 HP により最終更新日 2021 年 3 月 22 日で公表している。	本連盟ウェブサイト

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	利益相反ポリシーに基づいた利益相反管理規程を2021年10月に作成し、対象者と利益相反管理の対象事例及び利益相反管理体制等を明確にし、それらに基づいて適切に管理している。	倫理規程、利益相反ポリシー、利益相反管理規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	弁護士を交え、利益相反ポリシーを2021年10月に作成した。利益相反に関する適正なマネジメント体制組織として倫理委員会の設置及び倫理ガイドラインを制定しそれらに基づいて適切に管理していく。	利益相反ポリシー

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>インテグリティ相談窓口規程を策定し、本連盟ウェブサイトにて公表している。また、相談窓口の連絡先及び相談概要シートについてもウェブサイトにて公表している。<a href="https://www.jidaf.org/blank-5">https://www.jidaf.org/blank-5</a> インテグリティ相談窓口規程第6条第1項において、相談に関与する者の守秘義務及び情報管理について定めている。</p> <p>インテグリティ相談窓口規程第6条第2項において、相談窓口を利用したことを理由として相談者に対して不利益な取扱いを行わないことを定めている。</p> <p>また、連盟ホームページ、連盟が主催する研修会等で窓口について周知を図り、通報行為が正当な行為であることの意識付けも行っている。</p>	相談窓口設置規程、相談概要シート

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	相談窓口に通報があった際には、副理事長が内容を確認し、担当部署へ相談事項等への対応依頼をする。 相談内容によっては、迅速に対応するために、弁護士等に相談できる体制を整備している。	規律規程、倫理規程 相談窓口設置規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	倫理規程第2条で処分対象者、同第5条で禁止行為、規律規程第4条で処分内容、規律規程第6条以下で処分に至るまでの手続を定めている。 倫理規程及び規律規程は、本連盟ウェブサイト上で公開し周知している。 規律規程第11条及び第12において、処分決定前に処分対象者に弁明の機会を与えること及びその手続を定めている。 規律規程第14条において、処分対象となった事実、処分の内容、処分の理由、不服申立の可否及び不服申立期間を書面にて通知することを定めている。	倫理規程 規律規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	規律規程第9条第3項において、処分審査を行う倫理委員会には当該事案に利害関係を有する者は、倫理委員会委員になることができないよう規定し、中立性を確保している。また、事案に応じ、弁護士が倫理委員会に加わっている。	倫理委員会名簿
	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ	令和2年5月に自動応諾条項を定めた。スポーツ仲裁規程第3条において、① 知的障がい者陸上競技に関する決定（競技中になされる審判の判定を除く。）及び② 規律規程に基づく処分決定について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定めるスポーツ仲裁規則によるスポーツ仲裁にて解決することを定めて	スポーツ仲裁規程



(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	<p>正な解決に取り組むべきである。</p>	<p>仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること</p>	<p>いる。 上記の申立期間につき、スポーツ仲裁規則における申立期間に制限を加えていない。</p>	
38	<p>[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。</p>	<p>(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること</p>	<p>規律規程第14条第1項第7号において、処分対象者に対し、処分決定に対してスポーツ仲裁を申し立てることができることを書面で通知することを定めている。</p>	<p>本連盟ウェブサイト</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理マニュアルは、スポーツ庁が示しているマニュアルをもとに、知的連盟に起こりやすい事案も考慮して2021年10月に策定した。弁護士の意見も確認した上で、不祥事が発生した際に一連の流れが分かりやすくすることに心がけ、状況の把握から、問題の解決に至るまでの役割と時間経過を明確にした。	危機管理マニュアル

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間、不祥事は発生していない。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	本連盟では、過去4年間において、本審査項目の対象となる不祥事は発生していない。危機管理マニュアルを策定する際に、問題発生から解決に至るまでの人員と経過に至る時間を明確に示した。また、危機管理を行うチェックリストも作成し、事前確認を行うことで危機管理意識を高めるとともに、発生や再発防止が行えるようにしている。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	2020年度からスタッフで地域ブロックを発足し、2021年7月にオンライン地域ブロック会議を実施。まずは、情報収集からスタートしている。今後は、オンラインと、メール等で連携し、支援を行っていく。 2023年3月を目処に作成予定。	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	地域ブロック制を採用し、理事やスタッフを配置している。JPA地域ブロックの主催大会に運営スタッフとして参加し、運営の支援を行っている。また、以下の活動を行うことにより、情報の提供をし、普及につながっている。2021年度に千葉県内で2022年3月に日本ID陸上競技選手権大会を開催する。このほか、宮崎県陸上競技協会と連携して、10月に全国ダウン症アスリート陸上競技記録会を初めて開催する。また、山梨県陸上競技協会と連携して、11月に日本IDフルマラソン選手権大会を。東京陸上競技協会と連携し、2022年1月に日本IDハーフマラソン選手権大会（中止決定）や3月に陸上競技大会を開催する。石川県障害者スポーツ協会と連携して、2022年に日本ID陸上競技選手権大会を開催する予定である。	理事会議事録、開催要項